

平成 2 8 年 第 7 回  
仙 北 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

平 成 2 8 年 5 月 1 9 日

仙 北 市 教 育 委 員 会

## 平成28年第7回仙北市教育委員会定例会会議録

1 開会宣言 平成28年 5月19日(木) 午後2時～

2 場 所 角館庁舎西側庁舎2階 第3会議室

3 出席委員

委員長	安部 哲男
委員長職務代理者	河原田 修
委員	佐久間健一
委員	坂本 佐穂
教育長	熊谷 徹

4 出席した事務局職員

教育部長	畠山 靖
教育次長兼教育総務課長	田口 和典
教育次長兼スポーツ振興課長	高橋 和宏
教育総務課参事	能美 正俊
北浦教育文化研究所長	浦山英一郎
教育総務課参事兼田沢湖学校給食センター所長	伊藤 静子
教育総務課参事兼角館学校給食センター所長	千葉 幸仁
生涯学習課長	黒澤久美子
田沢湖公民館長	佐々木幸美
西木公民館長	山田 且也
生涯学習課参事兼市民会館長	新田 康久
生涯学習課参事兼田沢湖図書館長	松田 修子
生涯学習課参事兼学習資料館・イベント交流館長	冨木 弘一
文化財課長兼平福記念美術館長	鈴木 孝昭

5 議事

(1) 議案審議

議案第16号 仙北市育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例制定について  
議案第17号 平成28年度仙北市一般会計補正予算の教育費について

(2) 報告事項

報告第28号 仙北市教育行政報告について  
報告第29号 仙北市就学指定校変更の許可について

6 審議の経過及び結果

(安部委員長)

ただ今から平成28年第7回仙北市教育委員会5月定例会を開催いたします。

次第により会議を進めさせていただきます。書記には朝水参事、栗原主査を任命いたします。議事録署名は、佐久間委員、熊谷教育長にお願いいたします。前回会議録の承認については、会議終了後にお願いいたします。

次に、私から挨拶をさせていただきます。ゴールデンウィークが終わりましたが、それぞれ皆さんは、教育委員会、或いは市当局の行事、イベント等に協力、応援をしていただきましてありがとうございました。その中でも、内藤忠行写真展、学習資料館の新潮文庫のひみつ展など、ゴールデンウィークにふさわしい行事がたくさんありました。さらに昨日、西明寺小学校では、ドローン学習ということで、全国に先駆けて行なわれ、時代の先端を行く学習の様子が報道されております。その報道の陰には、皆さんの綿密な計画があり、それは表面には報道されませんが、陰には皆さんの努力がたくさんあるということを確認しておきたいと思えます。また、これからは、花いっぱい運動の推進ということで、西木のフラワーロードの植栽が行われます。これもまた仙北市にとって、フラワーロードの持つ意味というものが、仙北市民の優しさを象徴する一つの大きな行事でもあると思っております。どうかそういう意味でも皆さんのご協力をお願いします。さらに、チャレンジデー。なかなかたくさんの方に参加していただく、というのは非常に難しい事業の一つでありますけれども、いわゆるオール教育委員会の真価を発揮するという行事が軒並みになっているということで、皆さんも引き続きいろいろな形でのご協力をお願いしたいと思います。以上が私が感じていたことです。4月も終わり、それぞれ各部署で落ち着いて仕事が進められていることと思えます。どうかこの後もよろしくをお願いします。

(安部委員長)

それでは、教育長の報告に入ります。

(熊谷教育長)

それでは、5月教育委員会定例会の事務報告をさせていただきます。

—資料により報告—

(安部委員長)

ただいまの教育長の事務報告に質問はありませんか。

—質問なし—

(安部委員長)

なければ議案審議に入ります。議案第16号、仙北市育英奨学資金貸与条例の一部を改正する条例制定について説明をお願いします。

(田口次長兼教育総務課長)

議案第16号についてご説明申し上げます。

前回の定例教育委員会で途中経過をお話しさせていただきましたが、それを条例に落とし込む作業を進めておまして、6月の定例議会で上程する前段階での今回の上程です。

—資料により説明—

募集要項について総務文教協議会でお諮りしたところ、対象応募資格の前のところに、募集にかかわる趣旨を明記したほうが良いのではないかとのご指摘をいただいております。つまり、経済的な理由で就学が困難な者に対して支援を行うということと、もう一点は、償還期間に入った方が仙北市に在住して、仙北市以外の地区も含めて就労している場合には、償還を免除するという定住の促進を趣旨としているということを明記した方がよいのではないかとのことでした。そのご指摘を生かした形で、このあと改正をさらに詰めていきたいと考えております。条文につきましては、現在、総務課の法令担当が精査してございますので、細かい表記につきましては若干調整が入ることが考えられますし、条例が制定された後、次回のこの会で、規則を上程してご審議いただくことを予定しておりますので、ご承知おきいただければと思います。以上です。

(安部委員長)

議案第16号についての説明がありました。質問はありませんか。

(佐久間委員)

秋田県内の他の団体との比較はどうなっていますか。

(田口次長兼教育総務課長)

就労先については、県、北秋田市、国内の他の自治体で行っているものと比較しますと非常に活用する方に沿った形の条例になっております。まず、職業の制限がありません。県の制度では、公務員が全て除外されております。それから、未来創生枠という枠がございまして、医師、歯科医師、航空技師、その他先端技術にかかわる職の者は、補助率が10分の10になっております。仙北市の場合は、職種に関する制限を設けず、経済的な理由で就学が困難な者を支援するということと、定住を促進するという2点で最大限の効果が生まれるように職種の制限はしてございません。就労先の企業等の所在地については、仙北市以外でも申請ができるということで想定してございます。盛岡市など県を越えて就労している場合でも、仙北市に居住していれば申請対象となります。

(佐久間委員)

医師になるための他の条例がなかったでしょうか。

(田口次長兼教育総務課長)

医師を目指す人を対象とした奨学金は別にございます。

(佐久間委員)

それとの整合性は。

(田口次長兼教育総務課長)

医師の育成、養成を目指した奨学金の条例と突合せをしてみましたけれども、医師を目指す前提の方は、最初にそちらを借りるのではないかと思います。

(河原田職務代理者)

仙北市に居住し、とありますが、これは住民票が仙北市にあるということなのでしょうか。住民票は仙北市にあるけれども、実際は仙北市に住んでいないということもあるのではないのでしょうか。それと、一定期間というのは、4月1日から翌年の3月31日の365日となっていますが、半月、半年で別のところに行ってしまったという場合は特例措置のようなものはあるのでしょうか。

(田口次長兼教育総務課長)

居住の確認についてですけれども、一つは本人からの住民票の提出、二つ目は連帯保証人の証明で居住の有無の確認をします。三つ目は連絡をとったり、書類提出の際の面談を行いますので、そこでの確認と、あとは個別に訪問をして居住の実態を確認することも必要に応じて行うということも考えてございます。

一定期間につきましては、基本的には4月1日から3月31日の一年単位を想定してはいますけれども、年度の途中で転出した場合は、前の月の月末まで居住していたことが確認できれば、前の月までの分を月割りで免除することを考えております。

(河原田職務代理者)

わかりました。

(坂本委員)

2点質問します。1点目が、正規雇用と非正規雇用の場合の就労の差はあるのかということと、免除の金額、或いは割合がありましたら教えてください。

(田口次長兼教育総務課長)

1点目の雇用の形態についてですけれども、正規、非正規、その他の非常勤、全て対象とします。申請時点で経済的な理由で就学が困難である方を支援するという趣旨、定住促進が狙いだという事ですので、正規、非正規で区別をするよりも、一人でも多く仙北市

に居住していただいて、居住しているからには、住んでいるだけで仙北市に貢献してくださっているということを念頭に置いての制度設計ということでございます。2点目の金額、割合についてですが、4年生大学に通って卒業した場合、4年間で192万円が貸与されます。通常ですとこれを10年かけて返済していきます。年間ですと19万2千円です。この19万2千円が、1年間仙北市に居住して就労した方の免除額ということになります。それが最長10年間続きます。つまり、192万円を全部返す相当期間が免除の対象期間となります。

(佐久間委員)

秋田県そのものが全国的にみて人口減少率が非常に際立って高いです。抜本的な少子化対策としていかにここに子供たちを残すかということで、この取り組みに敬意を表します。仙北市として、或いは全国に先駆けて秋田県として、これは子供たちを残すんだという意気込みで取り掛かっていると思います。特徴を一言で述べていただきたい。

(田口次長兼教育総務課長)

特徴を一言で申し上げますと、借りられる側の方に日本一配慮した制度だと私は自負しております。いろいろな制限をつけたり条件、ハードルを設けてふるい落とすという制度はほとんどの自治体でやっております。狙いを二つに絞ってそれを達成するためにということで、これについては、市長、副市長、総務部長と相談した時に、他の市町村の住民の方がうらやむような制度に、そこまで徹底してやろうではないかということになりました。合わせて申し上げますと、一輪車ではだめなので、もう一つの軸として、やはり子供たち自身に将来自分で起業するだけの力、故郷の良さを生かしてそれを自分の生活に結び付ける力を育てるということと、合わせて仙北市の産業振興につなげていく必要があるのではないかと私は個人的に考えているところでございます。

(佐久間委員)

秋田県が全国に先駆けて一番の人口減少県となった。これを救う手だてはやはり地域の教育力、子供たちをいかにして財産として残して活性化につなげていくかということだと思いますので、頑張ってくださいと思います。

(河原田職務代理者)

せっかくこんないい制度を作るので、できれば仙北市民に広く周知していただけるように努力していただければと思います。

(安部委員長)

それでは、議案第16号は承認することといたします。

次は、議案第17号、平成28年度仙北市一般会計補正予算の教育費について説明を求めます。

(田口次長兼教育総務課長)

まだ要求段階でありますけれども、平成28年度6月補正予算について説明いたします。教育総務課の補正予算について説明いたします。

—資料により説明—

(黒澤生涯学習課長)

生涯学習課の補正予算について説明いたします。

—資料により説明—

(佐々木田沢湖公民館長)

田沢湖公民館の補正予算について説明いたします。

—資料により説明—

(新田市民会館長)

市民会館の補正予算について説明いたします。

—資料により説明—

(松田田沢湖図書館長)

田沢湖図書館の補正予算について説明いたします。

—資料により説明—

(高橋スポーツ振興課長)

スポーツ振興課の補正予算について説明いたします。

—資料により説明—

(鈴木文化財課長)

文化財課の補正予算について説明いたします。

—資料により説明—

(安部委員長)

ただいまの説明に質問はありませんか。

(佐久間委員)

角館小学校屋根について、もう少し説明してください。

(田口次長兼教育総務課長)

先ほどの説明に補足いたします。角館小学校は、平成20年4月に統合し、現在の校舎で開校しております。平成25年の6月頃に最初、ステージに向かって右側奥の天井材が落下したことがございました。これは、天井の漏水のせいではないということで、施工業者にみていただいたところ、ドレン管のオーバーフローではないかということでした。屋上部分に防水シートを張っておりますが、一部にたまった水を抜くための管がついております。その管が建物内を通過して校舎の壁面に抜けていきます。その防水シートとの接合部分が漏水の原因だったのではないかとということで、排水管の修理をしております。翌年26年の6月頃に、同様に漏水が起きたということでございますが、25年に手を入れて漏水を防ぐために工事した部分の一部が漏水していました。程度としては、縮小したということですので、天井材への影響は無かったということでした。ただし、天井材を外して原因を調査していただきましたが、特定できる原因が分からなかったということでした。平成27年に耐震にかかわる天井の工事がございました。その際に、天井工事と合わせて屋上の防水シートとドレン周りを全部修理修繕するということでやっていただきました。8月から10月にかけての長い工事でしたが、一旦漏水は収まったということで、一件落着かと思ったところ、今年4月に大雨が降り、今度は体育館中央部分の左右から漏水がありました。原因が特定できていないということがやはり一番大きな問題ですので、まずはこれまでできなかった徹底した調査を行って原因を特定したうえで、対応策をとりたいということで調査費を計上しております。なお、昨年補修をしていただいたときに、一定の改善が見られたということもございますので、現在その点も含めて一番良い対応策を調査費の計上と合わせて進めているところです。

(河原田職務代理者)

平成20年竣工ということですが、普通の民家であれば瑕疵担保責任がありますが、学校施設や体育館には無いのでしょうか。

(田口次長兼教育総務課長)

校舎建築にかかわる瑕疵担保責任の期間は2年ということでした。

(河原田職務代理者)

それは新築の場合だけでなく、修繕したときにも2年間瑕疵担保あるのでしょうか。

(朝水教育総務課参事)

新築から2年間の瑕疵担保ということでしたけれども、昨年の天井落下防止をやった際には請け負った業者が校舎新築時の施工業者だったので、向こうの経費で善意で修繕していただきました。こちらからの支出はない状態ですので、それに対する瑕疵担保というのはありません。

(安部委員長)

ほかに質問はありませんか。

(佐久間委員)

雲巖寺の山門はどのように修理するのか教えてください。仁王像が両側にあるようですが。

(鈴木文化財課長)

山門だけの修繕ということです。

(佐久間委員)

4分の1の地元負担というのは檀家さんのことですか。

(鈴木文化財課長)

そうです。

(安部委員長)

ほかに質問はありませんか。

—質問なし—

それでは、議案第17号は承認することといたします。

次に、報告第28号、仙北市教育行政報告について説明を求めます。

(畠山部長)

6月2日からの6月定例議会の教育行政報告について説明いたします。

—資料により説明—

(安部委員長)

ただいまの説明に質問はありませんか。

(佐久間委員)

ドローンについて、禁止されていることはありますか。例えば、国道や送電線のあたりは禁止されているとかはありますか。

(田口次長兼教育総務課長)

国土交通省で、ドローンを飛ばす際に判断の基準となるものを示しているということでした。ただし、その基準に曖昧なところもありまして、半径30メートル以内の人のいる上空は飛ばしてはいけない、ということがあるようです。あとは電波法の関係でそれを飛ばすために暗号化した電波で操縦するために、その電波を乗っ取られると予定外の行動や人に危害を加えることになりかねませんので、操縦を乗っ取られないために暗号化するための手順が定められていると聞いています。

(畠山部長)

4月に西明寺小学校、西明寺中学校の間で飛ばした時には、当然国道を横断しますのでその許可をとったようです。道路を横断しないとか、住宅密集地や人ごみの中を飛ばさないとすると範囲が狭まってくるのではないかと思います。送電線も当然規制の対象だと思いますので、人員を配置して監視しながらの状況だったようです。

(安部委員長)

ほかに質問はありませんか。

—質問なし—

それでは、報告第28号は承認することといたします。

続いて、報告第29号、仙北市就学指定校変更の許可について説明を求めます。  
(田口次長兼教育総務課長)

報告第29号、仙北市就学指定校変更についてご説明いたします。

—資料により説明—

(安部委員長)

ただいまの説明に質問はありませんか。

—質問なし—

(安部委員長)

それでは、報告第29号は承認することといたします。

次は、その他に移ります。いじめ、不登校対策について、説明を求めます。

(浦山北浦教育文化研究所長)

4月のいじめ、不登校の状況についてご報告いたします。

はじめに、いじめについては、計17件の報告がありました。

次に4月の不登校についてですが、小学生1名、中学生8名、計9名です。4月の報告は以上です。

(安部委員長)

いじめ、不登校対策について報告がありました。何か質問はありませんか。

—質問なし—

では、教育委員会定例会会議録のホームページ公開についてお願いします。

(朝水教育総務課参事)

それでは、お手元にございます、平成28年第5回仙北市教育委員会定例会会議録をご覧いただきたいと思えます。ページに沿って説明いたします。

—資料により説明—

誤字や脱字、お気づきの点がございましたら、5月27日(金)頃までご連絡をいただけるようお願いいたします。

(安部委員長)

その他、なにかありませんか。

(畠山部長)

皆様に図書館、市民会館の鼠の死骸の放置、量水器の蓋の解放、自動販売機損壊の報告書を差し上げております。ご説明いたします。

—資料により説明—

(安部委員長)

その他、なにかありませんか。

(富木学習資料館・イベント交流館長)

学習資料館・イベント交流館で27年度利用実績と28年度をまとめたものをお渡ししております。ご説明いたします。

—資料により説明—

(安部委員長)

その他、なにかありませんか。

(朝水教育総務課参事)

次回の教育委員会は、6月30日(木)午後2時からを予定しております。また、7月上旬から中旬にかけて、例年行っております学校訪問を計画しておりますので、煮詰まってきましたらお知らせいたします。

(安部委員長)



以上で、本日の平成28年第7回仙北市教育委員会5月定例会を閉会いたします。

7 閉会宣言 平成28年5月19日 午後3時30分